

住宅の省エネ改修（熱損失防止）に係る固定資産税の減額措置

次の①②③④⑤すべてに該当し、改修後3ヶ月以内に工事内容などを確認できる書類（工事費用明細書、写真など）や、建築士などによる証明書を添付して市に申告した場合は、該当住宅に係る固定資産税（120㎡相当分を限度とする）が、工事が完了した年の翌年度分に限り3分の1（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）が減額されます。

- ① 平成26年1月1日以前から所在している住宅（賃貸住宅は除く）
- ② 家屋の改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること（併用住宅である場合は、居住部分の床面積割合が2分の1以上であること）
- ③ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の省エネ（熱損失防止）改修を行った住宅
- ④ 次のア、イ、ウ、エのうち、アを含む工事（外気等と接するものの工事に限る）を行うこと
ア・・・窓の改修工事（必須工事） イ・・・床の断熱改修工事
ウ・・・天井の断熱改修工事 エ・・・壁の断熱改修工事
- ⑤ 補助金を除く自己負担が60万円超であること。又は断熱改修工事に係る費用50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽光熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること。
（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）
※ 新築住宅軽減、住宅耐震改修軽減を受けている場合は除きます。
※ 都市計画税には、減額措置の適用はありません。
※ バリアフリー改修の軽減と併用して受けられます。

添付書類

- 申告書（第95号様式）
- 住民票
- 熱損失防止改修工事証明書
（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）
- 改修工事明細書及び領収書
- 工事完成写真
- 長期優良住宅の認定通知書の写し（長期優良住宅に該当する場合のみ）

申告期間

改修完了後3ヶ月以内

問合せ先 総務部課税課家屋担当 電話072-752-1111内線286・287